

中国税務速報

2025 年 10 月 17 日

一、「国家市場監督管理総局令第 105 号」会社登録制度を強制的に抹消するための実施弁法

最近、国家市場監督管理総局は「会社登録制度を強制的に抹消するための実施弁法」（以下、「弁法」という）を制定・公布し、10 月 10 日より正式に施行される。これにより、会社登録制度を強制的に抹消する手続きを規範化し、経営主体の退出メカニズムを整備する。

1. 当「弁法」では、会社登録を強制的に抹消する公告、異議申立てと審査、強制抹消決定の作成、送達および強制抹消手続の終了等について、関連文書の規範性と資料への要件を細かく定めている。
2. 会社登録の強制的抹消について、一括公告方式を採用し、公告期間は 90 日間と明確化した。
3. 異議申立てについては形式審査を実施し、関係部門・債権者・利害関係者が異議を申し立てた場合には、強制的抹消手続きを直ちに終了させることを定めた。

出典：「国家市場監督管理総局令第 105 号 会社登録制度を強制的に抹消するための実施弁法」
https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2025/art_696b5a2d68c44a058d0ff9c3eac7bc95.html

二、「匯発『2025』43 号」クロスボーダー投資・融資に係る為替管理改革の深化に関する通知

9 月 15 日、国家外国為替管理局は「クロスボーダー投資・融資に係る為替管理改革の深化に関する通知」を公布した。

1. 外国投資企業が外貨利益による中国国内再投資を許可する。外国投資企業が国内で合法的に得た外貨による利益、及び海外投資家が合法的に得た外貨利益で中国国内で再投資をする場合、関連する外貨資金は投資対象企業の資本金口座または株式譲渡者の資本プロジェクト決済口座に振り込むことができ、資金運用は関連する口座管理要件に従って行われる。
2. クロスボーダー融資の利便性拡大に関して：全国規模で条件を満たすハイテク企業、「専精特新」（専精特新とは、専門性、精巧性、特徴性、新規性の 4 つの優れた特徴を持つ中小企業を指す）及び科学技術型中小企業は、1,000 万米ドル相当額を超えない範囲で外債を借り入れることができる。
3. 関係部門が「イノベーションポイント制度」に基づき選定した条件を満たす企業は、2,000 万米ドル相当額を超えない範囲で外債を借り入れることができる。

出典：「匯発 202543 号クロスボーダー投資・融資に係る為替管理改革の深化に関する国家為替管理局の通知」 <http://m.safe.gov.cn/safe/2025/0915/26538.html>

三、「服貿発『2025』186 号」サービス輸出促進に係る若干の政策措置に関する商務部など 9 部門の通知

9 月 24 日、商務部、財政部、国家税務総局、税関総署など 9 部門は「サービス輸出促進に係る若干の政策措置」に関する通知（服貿発「2025」186 号）（以下、「通知」という）を公布した。通知では計 13 項目の政策措置が示されている。うち、サービス輸出のゼロ税率申告手続の最適化と保税監督管理制度の整備といった 2 つの税務措置が含まれている。

1. サービス輸出のゼロ税率申告手続の最適化に関して、各部門の連携強化と情報共有を求め、条件の整った地域に対し、関連電子情報プラットフォームを活用し、サービス輸出における還付申告時に、企業が提出する紙または電子証憑の代替として電子情報の利用を促進し、サービス輸出還付申告の効率向上を図ることを奨励している。
2. 通知では、総合保税区内で研究開発、検査業務及び研修業態に必要な輸入貨物に対する保税監督管理を実施するための支援措置も打ち出された。ホワイトリスト管理がされている総合保税区内の企業に対して、関連する研究開発・検査用物品（特殊物品を除く）の域内への搬入承認手続きを簡素化すること、さらに、総合保税区内の企業が、保税検査測定業務に必要なサンプルや消耗品を、実際の使用量に基づき償却処理することを許可することが盛り込まれている。
3. 国の関連輸入規制要件を満たしたうえで、総合保税区分外で、「両端国外」（両端国外とは研究開発・設計、市場・販売がいずれも海外で行われてれていること）の集積回路・消費電子製品の検査業務に対し、保税監督の試行を行うことが盛り込まれている。

出典：「服貿発 2025186 号 サービス輸出促進に係る若干の政策措置に関する商務省など 9 部門の通知」 https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202509/content_7042162.htm